

農林水産研究知的財産戦略

平成19年3月
農林水産技術会議

農林水産業・食品産業の最も重要な基盤の一つは「技術」であり、我が国の農林水産業・食品産業の競争力の強化のためには、研究を促進して新しい技術を開発し、それを実用化・産業化していくことが不可欠である。農林水産物や食品に対する国民のニーズは、画一的なものから多様なものへ、中でも安全の重視、高品質、高機能といった付加価値があるものへと変化しており、こうしたニーズの変化を見据えたスピード感のある研究・技術開発を行い、その成果を実用化・産業化していくことが求められている。

このためには、農林水産研究活動の優れた成果を積極的に創造し、これを知的財産*として戦略的に保護・活用することにより、「創造→保護→活用→創造→・・・」という知的財産サイクルを速く大きく回すことが重要である。

このような観点から、農林水産技術会議では、平成17年3月に決定した農林水産研究基本計画において、知的財産の創造、確保及び活用についての考えを示したところであるが、平成18年2月に農林水産省知的財産戦略本部が設置され、このたび同本部において「農林水産省知的財産戦略」が策定されたことを受け、また、農林水産・食品産業分野における知的財産に関する取組が進展していることを踏まえ、新たに農林水産研究に関する知的財産戦略を策定することとした。

この戦略の基本的考えは、研究活動によって得られた知的財産は、遅滞なく社会に還元され活用されるべきものであり、農林水産研究を行うに当たっては、研究成果が我が国の農林水産業・食品産業や農林水産政策の立案・実施に活用されることにより社会的な貢献を果たすことが最も重要であるということである。

この戦略は、農林水産技術会議自らが取り組む事項を明らかにするとともに、公的資金により運営される独立行政法人研究機関はもとより、農林水産技術会議が関与する事業を活用して研究に取り組もうとする研究部門をもつ公立試験研究機関、大学、民間企業すべてに対し、研究計画立案時から成果の権利化を図り技術移転を行う段階までの、知的財産に関する望ましい取組を指針として示すことにより、社会に還元できる研究成果を提供する研究活動に誘導していくことを目指したものである。

従って、各機関にあっては、この戦略を踏まえ、知的財産ポリシーの策定・見直しや、知的財産に係る体制の強化に取り組むことが望ましい。

農林水産技術会議としては、競争的研究資金などの公募事業の採択に際し、

各機関の知的財産への取組状況を的確に把握しつつ対応することにより、この戦略の実効を図ることとする。

※ 本戦略において「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の研究活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む。）及び研究データ、遺伝資源その他の研究活動に有用な資源をいう。「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

1. 知的財産の創造強化

(1) 研究課題の設定

農林水産研究の実施に当たっては、その成果が直接的に又は次段階の研究ステージを経て社会で活用されていくことを明確に指向した研究に資源を集中していくことが重要である。

このため、プロジェクト研究や競争的研究資金等の政府資金を原資とする研究による社会貢献につながる研究成果の一層の輩出を促すため、農林水産技術会議は、次の措置を講じる。

- ① 開発型プロジェクト研究の課題設定に当たっては、農林水産政策ニーズや農林水産業・食品産業の現場ニーズを十分に反映させたものとし、普及・実用化を前提とした成果の輩出を目指す。
- ② 基礎的・基盤的なプロジェクト研究の課題設定に当たっても、アウトカムとして研究成果が次の研究ステージである開発研究段階において活用され、最終的には実用化につながり社会的な波及効果を生じるよう想定しつつ研究計画を策定する。
- ③ 実用化研究を対象とした競争的研究資金制度においては、科学的・技術的な評価だけでなく、社会的・経済的意義についても重要な評価項目として扱い、適切な評価・進行管理を行う。
- ④ 基礎研究を対象とした競争的研究資金制度においても、農林水産業・食品産業の実用化研究への研究成果の活用可能性や農林水産政策への波及可能性が評価項目とされて、将来の技術シーズとなる研究や農林水産政策貢献に資する研究が実施されるよう促す。
- ⑤ これら以外の研究についても、農林水産業・食品産業や農林水産政策ニーズを意識した研究テーマの設定や研究の進め方について留意しつつ、必要に応じ知的財産の創出に努め、研究成果を産業に結びつけることや、関連施策の立案・実施に活用されることを常に意識して研究を実施することを求める。

さらに、研究成果の確実な実用化に当たっては、例えば食品の機能性の研究では関係法規や諸制度を念頭に置いて研究を行うことが必要であるため、研究機関において関係法規の研修等の機会を設けるなど、実用化段階

を見据えた研究計画が策定されるような誘導がなされることを促す。

(2) 産学連携の推進

独立行政法人研究機関、公立試験研究機関、大学等の公的な研究機関における研究成果のうち、企業に利用されることを目的とする技術の開発については、研究成果が得られてからその成果を活用する企業を探すよりも、予め研究計画策定段階から企業等と連携することが有効である。

このため、農林水産技術会議は、これら機関に対し、企業に対する窓口となる産学連携部門の整備を進めるとともに、共同研究の実施に当たっては、研究経費負担や研究成果として得られた知的財産の取扱いについて、予め共同研究契約書を締結すること等により定めておくことよう促す。

また、共同研究に係る利益相反についても、第三者委員会の設置、情報公開等適切なマネジメントを取ることを促す。

(3) 権利化の基本的な考え方

研究活動の結果として得られた研究成果については、先ず権利化が適切かどうか検討し、その際、費用対効果も考慮しつつ、活用可能性を判断したうえで次のとおり適切な権利化を図ることが適当である。このため、農林水産技術会議は、関係する事業を活用する研究機関に対し、このような方針をとるよう促す。

- ① 民間企業における実用化・商品化につながる技術、将来的に多くの新技術や幅広い応用分野に発展する可能性が高い基本的な技術については積極的に権利化を図ること。なお、防衛特許については、その必要性を十分精査した上で、重要と判断された技術について出願すること。
- ② 農林水産政策の立案・実施に活用される研究成果をはじめ、民間企業における実施許諾がほとんど見込まれないものや、権利侵害対応が困難なもの、適切な技術移転手段がないもの等については、権利化することなく、論文発表等により公開すること。

(4) 農業者等が利用する技術の権利化の取扱

独立行政法人研究機関や公立試験研究機関の公的研究機関により開発された、農業者等が利用する生産現場向けの技術については、これまで普及組織等により無償で移転されてきたところである。

しかしながら、近年、我が国全体で知的財産に関する意識が高まってきており、農業者に対する農業技術の指導機関である普及組織においても、知的財産を活用した産地づくり、啓発普及等の観点から、知的財産の権利化の支援について、検討が進められているところである。また、農業者が利用する技術について、特許出願と当該技術を利用したことを表示する商標等によるブランド化の取組を行い、地域の差別化を図ろうとする動きも一部で見られている。

このため、農林水産技術会議は、これら公的研究機関に対し、生産現場

向けの技術については、研究機関が有する公益的性格や、一般に生産物からは当該技術の利用が特定し難いという侵害対応の困難性、技術移転手段確保の可否等を勘案し、権利化の適否を検討するよう促す。

(5) 知的財産権の出願

得られた研究成果について、知的財産権として出願しようとする場合には、農林水産業や食品産業での活用可能性を十分考慮するなど絞り込みを行った上で出願をすることが重要である。

そのため、農林水産技術会議は、関係する事業を活用する研究機関に対し、知的財産に関する人材の導入等も図りつつ、発明等の内容を検討し、出願に際しては民間企業への許諾等活用が見込まれるもの等に絞り込むシステムを組織内に構築するよう、また、出願後も、審査請求期間を利用して、活用の可能性をさらに検討するとともに、拒絶査定状況等を踏まえた上で、審査請求の必要性を判断するよう促す。

(6) 外国への出願

外国への知的財産権の出願については、外国での実用化・商品化の可能性が特に高い場合、また、外国において権利化しないことにより相当の不利益を生じる場合について、費用対効果を判断した上で、相手国を厳選して権利化を図ることが望ましいため、農林水産技術会議は、関係する事業を活用する研究機関に対し、このような取組を促す。

(7) 国際共同研究

国際共同研究の実施が想定される研究機関においては、予め研究機関が策定する知的財産ポリシーで、相手先国が自国や第三国で権利化する場合の扱いについての基本方針を定めておくことが必要であることから、農林水産技術会議は、このような研究機関に対し、出願に当たっての協議や、知的財産に関する生産物を我が国へ輸出する場合の協議等について定めておくよう促す。

(8) 農業者等の保有する新技術、新品種等の発掘

地域の独立行政法人研究機関及び公立試験研究機関は、普及組織と連携し、農業者等から受けた相談や、現場における発掘を通じて、農業者等が保有する新品種、新技術の有用性を適切に判断し、必要に応じて、農業者等との共同開発を検討し、権利化等による適切な保護の下、活用を促進することが適当である。

(9) 農業現場における成果の普及実用化の促進

農林水産技術会議は、公的研究機関等による研究成果のうち重要なものについて、複数の技術の体系化等により普及・実用化に資する形でのインターネット等での公表や、地域の独立行政法人研究機関を通じた技術指導を推進するほか、関係部局との連携により、実証事業の実施、普及指導の推進等多様な手法により、農業現場における成果の

普及・実用化を促進する。

(10) 特許関連経費の予算措置

農林水産技術会議から交付される研究委託費については、これまで競争的研究資金については間接経費の中で特許関連経費の支出を認めていたところである。今後、プロジェクト研究についても、研究費の中での当該プロジェクト研究の成果に係る特許関連経費の支出を可能とし、研究成果の権利化を促進する。

(11) 知的財産の創造を促すインセンティブ

研究者の知的財産創造を促す観点から、知的財産について特に我が国社会への貢献が高いものについて、農林水産技術会議として表彰することを検討する。

また、独立行政法人研究機関においては、従来の論文発表状況や知的財産権の出願状況のほか、知的財産権の実施状況、権利化されていない知的財産についての社会への貢献状況等も計測可能なものは研究者の業績として勘案することが望ましいので、そのような取組がなされるよう促す。

2. 知的財産の保護

(1) 種苗等の許諾に伴う流出防止対策

農林水産技術会議は、従来から、当会議の委託研究費等により公的機関の研究成果として育成された種苗等の許諾については、当会議に対し協議するよう当該公的機関に求めているところである。この協議においては、原則として、許諾先の販売先については国内向けであるもののみを認めてきたところであり、今後ともこの方針を堅持する。

(2) DNA品種識別技術の実用化・標準化

我が国の育成者権保護の実効性を高めるためには、独立行政法人研究機関等により育成された品種について、DNA 品種識別技術の開発・実用化を進めるとともに、その活用を民間企業・個人等により育成された品種へと拡大していく必要がある。このため、農林水産技術会議としては、産学官の連携による、低コスト・迅速・簡便な品種識別技術の開発、妥当性の検証等に戦略的に取り組む。

(3) 国外実施に当たっての国内産業への配慮

国の委託による研究開発の成果は、産業活力再生特別措置法第30条の規定（日本版バイドール条項）により、一定の条件*の下で、受託者に帰属させている。農林水産技術会議としては、同条項により受託者に帰属させた知的財産権を受託者が外国で自己実施しようとする場合については、第三者への許諾同様、実施前に協議をするよう求めることとする。

※以下の条件すべてを受託者が約する場合

- ① 研究成果が得られた場合には、遅滞なく、国にその旨を報告すること。

- ② 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾すること。
- ③ 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。

(4) 研究試料の管理の徹底

研究者が外部の機関との間で種苗、ゲノムリソース等の研究試料を提供あるいは受け入れを行う場合は、事前に相手先機関と共同研究契約あるいは研究試料提供契約 (Material Transfer Agreement) を締結して、それに従った提供あるいは受け入れに限るなど、研究者個人の判断のみで研究機関が保有する研究試料を外部に有償無償を問わず譲渡あるいは譲受することのないように規程の整備を図ることが望ましい。このため、農林水産技術会議は、関係する事業を活用する研究機関に対し、このような取組を促す。

3. 知的財産の活用

(1) 農林水産知的財産ネットワーク（仮称）の設立

農学系研究の実施については、広範な分野、機関に及んでいるが、実用化を図る企業については、中小零細企業が中心で、多数であるといった特性があることから、双方ともにアプローチしにくい現状にあり、技術移転機関である TLO（独立行政法人研究機関の TLO である(社)農林水産技術情報協会及び大学 TLO）をはじめとした関係機関の連携強化等体制整備が強く求められている。このため、農学系知的財産情報の一元化や効果的な流通システムの構築を図り、研究成果の活用を促進することを目的として、農林水産技術会議において、大学、独立行政法人研究機関、公立試験研究機関、TLO、民間企業等からなる「農林水産知的財産ネットワーク（仮称）」の設立に向けた検討を行う。

この中で、これまで国のプロジェクト研究及び競争的研究資金の研究成果として受託者に帰属させた特許権をはじめ、ネットワークに参加する研究機関が保有する特許、新品種等についての、データベースを構築・公開することにより、活用されていない知的財産権の有効活用を促進する取組についても検討する。

この他、委託研究終了一定期間、受託者に帰属させた知的財産権の活用状況等について、フォローアップ調査を行うほか、生物系特定産業技術研究支援センターに対し、同様の取組を促す。

(2) 農業現場における成果の普及実用化の促進

農林水産技術会議は、公的研究機関等による研究成果のうち重要なものについて、複数の技術の体系化等により普及・実用化に資する形でインタ

ーネット等での公表、地域の独立行政法人試験研究機関を通じた技術指導を推進するほか、関係部局との連携により、実証事業の実施、普及指導の推進等多様な手法により、農業現場における成果の普及・実用化を促進する。

(3) リサーチツール特許*の扱い

農林水産技術会議は、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成18年5月23日 総合科学技術会議決定）、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日 総合科学技術会議決定）を踏まえ、関係事業を活用する研究機関に対し、所要の取組を求める。

すなわち、知的財産権者は、他の研究機関から、非営利目的の研究のための知的財産権の非排他的な実施許諾（以下、「研究ライセンス」という。）を求められた場合、当該研究を差し止めることなく、その求めに応じて研究ライセンスを供与することが望ましく、かつ、研究ライセンスに対する対価については、原則としてロイヤリティ・フリー（実費を除き無償）又は合理的なロイヤリティとすることが望ましいことを、これら研究機関に対し周知し、その徹底を促す。なお、ここでいう「合理的」の判断にあたっては、非営利目的の研究が対象であることを考慮に入れるものとする。

※ ここでリサーチツール特許とは、農林水産研究の成果として得られたゲノムリソース、実験用動植物、スクリーニング方法等、研究を行うための道具として使用される物又は方法に関する日本特許をいう。

(4) 知的財産権の維持及び放棄の判断

維持費を必要とする権利については、知的財産担当部門が中心となり、発明者、TLO 等と連携し、実施状況等を勘案して、維持の更新時期等の際に定期的に維持又は放棄の判断をすることが望ましいため、農林水産技術会議は、独立行政法人研究機関に対し、このような取組を促す。

4. 研究機関における知財部門の体制整備

(1) 知的財産部門の責任体制の明確化

知的財産の創造、保護、活用を促進するため、研究機関内に知的財産部門を配置し、知的財産に関する業務の集中化を図るとともに、組織内の産学連携部門、TLO との連携に努め、機能の充実を進めること、また、研究者に対しては、知的財産部門が中心となって知的財産に関する研修等を開催し、知的財産に関する意識の啓発に努めることが望ましいことから、農林水産技術会議は、試験研究独立行政法人に対し、このような取組を促す。

(2) 人材の育成

知的財産権の出願に当たっては、出願の要否の判断、適切な出願書類の

作成、研究計画策定時の留意点に関する助言ができる人材の確保が必要であるが、組織によってはこのような人材が必ずしも十分に確保されていない状況であることから、技術移転に係わる「目利き」の育成研修や TLO における実務研修、外部人材の活用等を通じて、知的財産権の管理、活用に関する専門能力の向上を図ることが望ましく、農林水産技術会議は、試験研究独立行政法人に対し、このような取組を促す。